

国保連合会 News!!

国保くまもと Vol.238 (2020年1月号)

第三者行為求償事務に係る巡回支援

★令和元年7月2日～11月26日

熊本県内の38保険者を対象に、今年7月から11月までの期間、第三者行為求償事務に係る巡回支援を実施した。

本支援においては、第三者行為求償事務の目的や損害賠償請求に係る不法行為の内容など基本的な説明に加えて、保険者の求償事務担当者が通常業務で抱える疑問点や、各案件の相談を受け助言を行うなど、保険者の実情に合わせた支援を行っている。

保険者からは「担当者の経験年数に合わせた説明をしてもらえるので助かります」、「求償案件が少なく、制度やシステムの理解不足があったが、詳細に説明していただき、理解を深めることができた」などの感想が聞かれた。

来年度は、「初任者向け説明会」及び「令和2年度第三者行為求償事務担当者研修会」の実施に加えて、今年度同様、希望する保険者への巡回支援を行う予定としている。

巡回支援時の説明内容

- ① 制度説明
- ② 届出書類の説明
- ③ 損保会社との覚書の説明
- ④ 保険者求償管理システム操作説明
- ⑤ 届出勧奨はがき事業の説明



巡回支援時の様子
※湯前町

☆届出啓発用のポスターを作製し、県内保険者等へ配布しました☆



被保険者が第三者行為による傷病の治療で国民健康保険等を使用した場合、保険者へ必ず届け出を！